

カトリック青谷教会 小教区評議会規約

前文

私達カトリック青谷教会は、京都教区の方針に従って共同宣教司牧を推進するために、聖家族教会として交わりと一致のきずなを強め、互いに愛し合い、共に祈り、学び、教会共同体として手を取り合いながら福音宣教を目指します。

そのためには、信徒一人ひとりが聖体（エウカリスチア）に養われるキリスト者として、共に歩んでくださる神に心を向けて祈り、信仰による喜びで福音化されることが必要です。

これにより福音宣教をおこなう共同体として、一人ひとりのカリスマを大切に、地域の人々に開かれた教会共同体として聖家族幼稚園とともに歩みます。

カトリック青谷教会は、教会共同体として信仰を分かち合い、イエス・キリストとの生きた出会いと無条件の愛によって、福音宣教の使命に邁進するものです。

本文

第1条 名称

この会はカトリック青谷教会小教区評議会（以下青谷教会評議会という）と称する。

第2条 目的

評議会はカトリック青谷教会が、カトリックの普遍教会の教え、および京都司教区の方針に一致したビジョンを持って福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的に資する運営を行うために設置される。

第3条 組織

組織については、別途定める。

第4条 主宰

評議会は、京都司教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主催する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

第5条 青谷教会評議会の構成

評議会は次のメンバーによって構成される。

- 1) 信徒の代表として選出された「役員」3名
- 2) 各部会の代表者 1名
- 3) 幼稚園の代表者

4) その他、司祭団が出席を承認した者

第6条青谷教会評議会の開催

青谷教会評議會は、ブロック担当司祭団（以下司祭団という）の招集によって、8月を除く毎月1回開催する。尚、必要により司祭団の判断で臨時開催することも可とする。

第7条青谷教会評議会の審議事項

青谷教会の運営活動全般に関わる事項について審議決定する。

- 1) 青谷教会の宣教司牧に関わる長期、短期の基本計画。
- 2) 宣教司牧方針に基づく年間行事。
- 3) 予算・決算の承認、予算外の支出の承認
- 4) 各種部会等の設置や改変
- 5) 規約の変更
- 6) 教会総会の準備
- 7) その他の重要な事項

第8条青谷教会評議会の審議決定と承認

出席者の合議、福音の精神による対話を通して結論を出し司祭団の承認を経て実行するものとする。

第9条小教区役員の推薦

- 1) 役員の定数は3名とする。
- 2) 任期は2年とする。
- 3) 推薦者及び被推薦者は、青谷教会に所属する20歳以上の信徒とする。
- 4) 推薦用紙に被推薦者5名を連記し、被推薦者の中から、司祭団が3名を指名し、任命する。
- 5) 役員の任期は2年とし、原則として再任は認めない。

第10条役員の任務

- 1) 司祭団と共に「共同宣教司牧」の推進のため、教会運営の調整にあたる。
- 2) 青谷教会評議会の準備及び議事運営、記録、ならびにブロック会議、教区の主な活動への参加
- 3) 役員は部会代表者を兼任できないものとする。

第11条部会の職務分掌

典礼、財務、教育、広報、施設管理の5部会を設置する。職務分掌は、別途

定めて公示する。

第12条部会活動への参加

- 1) 信徒全員が何かの部会に所属することを原則とする。尚、複数部会への所属も可とする。
- 2) 各部会の所属メンバーは全信徒に公募する。尚、財務部に関しては、奉仕の性質上、公募せず司祭団と役員が相談し司祭団が指名する。

第13条部会の代表者

- 1) 各部会には代表者を1名置くこととする。
- 2) 各部会の代表者は部員の推薦によって選出し、司祭団の承認を得る。
- 3) 部会代表者の任期は2年とする。
- 4) 部会代表者は、青谷教会評議会に出席する。

第14条部会代表者の奉仕

- 1) 青谷教会評議会及び司祭団の承認を得た事項を部員に周知する。
- 2) 部会の代表者は、部会の年間活動計画・予算書を作成し、小教区評議会の承認を受けて執行する。

第15条 会計監査

会計監査は司祭団が指名し、任命する。

- 1) 青谷教会の財務全般に関する監査を行う。
- 2) 毎年監査を実施し、その結果を青谷教会評議会に報告する。
- 3) 監査は2名とする。

第16条 小教区総会

青谷教会に属する信徒全員が参加する集会で、青谷教会評議会で決定され、司祭団によって承認された事項について信徒への周知の機会、また、信徒が青谷教会の運営について自由に意見を述べる機会とする。

第17条 総会の開催

- 1) 総会の招集は、司祭団が行う。
- 2) 開催時期は毎年1月とし、開催日時は前月に知らせる。

付則 本規約の制定、変更は教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効

十ハウに 大塚喜直

2008年1月

